

まつり鳥栖2026開催要項

1. 趣 旨

「鳥栖をもっと元気に、もっと豊かにしたい」という思いのもと、市民や地域の団体・企業が力を合わせて楽しいふれあいの場をつくりあげ、ふるさとの魅力を感じてもらうことを目的として開催する。

2. 主 催 まつり鳥栖実行委員会

3. 後 援 鳥栖市、鳥栖商工会議所、鳥栖商工会議所青年部、鳥栖青年会議所 (予定) 鳥栖市商店街連合会、鳥栖観光コンベンション協会、鳥栖市区長連合会 鳥栖ロータリークラブ、鳥栖ライオンズクラブ、鳥栖養基ラインズクラブ

4. 日 時 令和8年9月27日(日) 12時から 20時まで ※開会式:12時から

5. 場 所 鳥栖市中心市街地 (鳥栖市中央公園・プレスポ鳥栖・鳥栖本通筋商店街等)

6. 態度決定

○荒天等が事前に予測される場合・・・令和8年9月25日(金)までに決定

○開催当日の天候不良の場合・・・開催当日午前7時に決定

○開場後の急な天候不良の場合・・・その時点

※来場者及び出店者等への態度決定の周知方法は、協会HP・SNS等により行う。

7. 行事内容(予定)

- ・ステージ(プレスポ鳥栖、中央公園)
- ・鳥栖ナンバーワン決定戦
- ・スケートボード体験
- ・鳥栖横丁(射的、ヨーヨー釣り、スーパーボウルすくい ほか)
- ・SAGA 久光スプリングス ミニバレーボール体験
- ・屋台、露店
- ・ストリートパフォーマンス(大道芸人)
- ・TOSU NESTIVAL ブース
- ・その他

8. 出演及び出店方法

(1) ステージ出演について

- ① 募集内容:令和8年9月27日(日)に行うステージイベント(プレスポ鳥栖又は、

中央公園特設ステージ)に出場していただく、参加者を募集します。

- ② 応募要件: まつりのメインステージでのパフォーマンスを行うために、日々練習し、祭りを楽しむお客様の興味関心を引くために活動している鳥栖市在住、在勤、在学の個人、団体などであること。

- ③ 応募方法: 原則、専用のステージ応募フォームによりご応募ください。

※用紙で申し込まれる方は、実行委員会事務局までお問い合わせください。

- ④ 参加料: 無料

- ⑤ 出演時間: 1団体15分程度の予定

※応募団体数によって、変更になることがあります。

※出演時間等は、出演者会議の時に決定させていただきます。

- ⑥ 応募期間: 令和8年8月3日(月)から8月10日(月)まで

- ⑦ その他、出演者募集要項を必ずお読みの上お申し込みください。



(2) 露店出店について

- ① 出店場所: 中央公園、商店街(出店エリアは実行委員会が別に定める)

- ② 出店時間: 12:00 ~ 20:00

- ③ 小間: 中央公園 1小間: 3.0m(前面)×3.0m(奥行)

商店街 1小間: 3.0m(前面)×2.5m(奥行)

※点字ブロックを妨げることは出来ません。

- ④ 出店料: 中央公園: 5,000 円(1小間)

※障害者就労支援施設等は、3,000 円とする。

商店街: 3,000 円(1小間)

- ⑤ 応募要件: 申込者及び出店者の住所が鳥栖市内または鳥栖市内に店舗等(工場、事務所、移動販売などを含む)を有し営業していること。

※相違があった場合理由を伺います。また、場合によっては出店をお断りすることがあります。*名義貸しでの出店はできません。

※市内の出店者を優先させていただき、余剰の小間が出た場合は、市外からの出店も可能とします。

※各1小間が原則ですが、調理スペース等の問題で、どうしても2小間が必要な方は、事前(申込前に)にご相談ください。

- ⑥ 応募方法: 出店希望団体は、実行委員会事務局へお問い合わせください。

※所定の申込書をお渡しします。

- ⑦ 応募期間: 令和8年8月3日(月)から8月10日(月)まで

- ⑧ 出店者の負担:

販売商品、展示品及び材料費、小間内の装飾費、搬出入の経費、消火器等

- ⑨ 出店者の責務:

・商店街の出店者は、警察署への道路使用許可申請を各自で行ってください。

・飲食品を取り扱う店舗は、鳥栖保健福祉事務所への営業許可申請を各自で行ってください。販売可能な飲食品については鳥栖保健福祉事務所へ確認してください。事故等があった場合の責任は負いかねます。

- ・出店者の駐車場は、指定した場所を利用してください。

⑩ 禁止及び注意事項

- ・申請者の名前は当日、現場で出店を行う方のお名前にて申請してください。相違があった場合は理由を伺い、場合によっては出店をお断りする場合があります。
- ・申請いただく住所、電話番号について、必ず連絡の取れるものを記入ください。
- ・決定した出店場所の出店者間による移動変更はできません。
- ・小間の又貸しは禁止します。
- ・出店スペースの拡張（陳列棚等を小間からはみ出しての設置）は禁止します。
- ・火気を使用する場合は、消火器（10 型以上）の準備をお願いします。当日に消防署が設置の確認をします。消火器がない場合は営業ができなくなります。
- ・火気を使用する店舗は、防火板を敷くなどの防火養生を行ってください。油や液体物等を扱う店舗は、各自で路面等の保護材の設置を必ず行ってください。
- ・まつり終了後、各自使用した場所の清掃を必ず行ってください。路面（地面）の汚れが目立つ場合は、次回からの出店をお断りする場合があります。

⑪ この他、出店者募集要項を必ずお読みの上お申込みください。

9. 不測の事態への対応（責任の範囲）

実行委員会が設置・運営する会場や設備及び事業内容において不測の事態への責任として保険（施設所有（管理）者賠償責任保険）に加入することとする。ただし、出店者が展示・提供するサービスについては、出店者の責任とする。

※実行委員会が加入する保険詳細については事務局へご確認下さい。

10. 申込及び問い合わせ先

まつり鳥栖 2026 実行委員会事務局

鳥栖観光コンベンション協会内（鳥栖市元町 1380-5）

TEL:0942-83-8415 FAX:0942-55-3867 E-mail:info@tosu-kanko.jp

11. その他

この要項に定めるものの他、必要な事項は実行委員会が別に定める。